

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることがないように、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和5年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	介護保険に関する事務								
②事務の内容	介護保険法に基づき介護保険業務を実施している。 1 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 2 第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務 3 介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務								
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	介護保険システム								
②システムの機能	1 台帳照会機能 ・被保険者の資格、賦課、受給(認定情報・補足給付情報等)、給付(給付実績情報・償還情報・高額介護サービス費情報等)台帳の照会を行う。 2 資格管理機能 ・被保険者の資格取得、喪失、住所地特例などを管理し、被保険者証等の発行事務を行う。 3 賦課管理機能 ・資格管理で管理されている被保険者の加入期間から、当該年度賦課対象者の所得を把握し保険料を算定、納付書等を発行し保険料の賦課事務を行う。 4 受給者管理 ・認定申請の受付・決定事務、給付制限の管理、補足給付の申請受付・証発行事務等を行う。 5 給付管理 ・給付実績情報の管理、償還申請受付・支給事務、高額介護サービス費の申請 受付・支給事務等を行う。 6 認定事務 ・認定申請者に対し、審査会資料作成等の要介護・要支援認定事務を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[] その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	[] その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
[] その他 ()									

システム3	
①システムの名称	総合収納管理システム
②システムの機能	<p>介護保険法及びこれに基づく条例による介護保険料について、賦課データの管理や納付書等の発行、納付義務者や納付方法の管理を行うシステムであり、次の機能を有する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賦課データ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日の賦課客体、納付義務者の把握 ・賦課資料の情報管理 ・賦課及び軽減等の処理 2 収納管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況の管理 ・過誤納(還付・充当)等の管理 3 滞納管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者、滞納額の管理 4 督促・催告機能 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課、収納データを用いた未納者の抽出 ・未納者への督促、催告 5 納付書発行機能 <ul style="list-style-type: none"> ・納付書紛失者などへの再発行納付書の作成 6 宛名機能 <ul style="list-style-type: none"> ・宛名情報の管理
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という)」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象分)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象分)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象分)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象分)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6 情報提供データベース管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象分)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会 ・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 操作者認証・権限管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限 ・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象分)へのアクセス制御を行う。 9 システム管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険・行政基本情報・総合収納情報システムに係るデータベース一式、中間サーバー情報連携用副本データ	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第68の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号） 第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1 番号法第19条第7項別表第二（以下「別表第二」という。） 第93、94の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）（以下「主務省令」という。） (情報提供の根拠) 3 別表第二において、第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付関係情報」、「介護保険法に規定するその他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれている項 4 主務省令
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険・行政基本情報・総合収納情報システムに係るデータベース式、中間サーバー情報連携用副本データ	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 第一号被保険者(65歳以上の者) 2 被保険者証を交付している第二号被保険者(40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者) 3 第一号被保険者の属する世帯の世帯員 4 被保険者証を交付している第二号被保険者の属する世帯の世帯員
その必要性	[資格情報] ・被保険者証の交付及び保険料算定、要支援・要介護区分の認定、介護給付を実施するために必要 [保険料情報] ・保険料納入通知又は更正通知を作成するために必要・保険料に関する問合せのために必要 ・保険料算定のために被保険者の属する世帯員の所得情報が必要 [認定情報] ・被保険者証の交付及び給付の審査を実施するために必要 [給付実績情報] ・事業者からの請求内容の審査及びその支払いをするために必要 ・高額介護サービス費の算定のために必要・事業統計作成のために必要 [特別徴収情報] ・年金特別徴収を実施するために必要 [補足給付情報] ・支給・不支給決定及び認定証を作成するために必要 [負担区分情報] ・高額介護サービス費の支給対象の判定のために必要 [宛名情報] ・被保険者証及び各事務での決定通知等の送付のために必要 [収納情報] ・保険料の徴収事務及び介護給付を実施するために必要 [滞納情報] ・保険料の徴収事務及び介護給付を実施するために必要 [口座情報] ・口座振替依頼をするために必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()

	その妥当性	1 個人番号、その他識別情報：対象者を特定するため。 2 4情報：対象者を特定し、被保険者証、通知書等の送付先情報として使用するため。 3 連絡先：問い合わせ等の連絡をするため。 4 その他住民票関係情報：被保険者の住所、世帯状況を把握するため。 5 地方税関係情報：保険料の賦課、給付事務等を正確に行うため。 6 健康・医療関係情報：認定審査において主治医の意見書等を使用するため。 7 医療保険関係情報：第2号被保険者の資格管理、高額医療合算等を行うため。 8 障害福祉関係情報：適用除外施設への入居の有無を確認するため。 9 生活保護・社会福祉関係情報：保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 10 介護・高齢者福祉関係情報：資格管理、保険料賦課、給付事務等を正確に行うため。 11 年金関係情報：老齢福祉年金の受給状況の把握、年金からの特別徴収を行うため。							
	全ての記録項目	別添1を参照。							
⑤保有開始日	平成27年10月								
⑥事務担当部署	飯塚市福祉部 高齢介護課								
3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 市民課、税務課、生活支援課、社会・障がい者福祉課、医療保険課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ 年金保険者 ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他自治体 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）								
③使用目的 ※	介護保険法に基づく介護保険業務を実施するため								
④使用の主体	使用部署	福祉部 高齢介護課、市民窓口課（支所）							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 第1号被保険者の資格に関する届出の受理、審査及びその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証及び認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付及び特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定及び要支援認定の認定申請、更新申請及び区分変更申請の受理、審査及びその申請に対する応答に関する事務 5 第1号被保険者保険料の賦課及び徴収に関する事務								
	情報の突合	・対象者からの申請書類に記載された個人番号で単件検索を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
介護保険システム管理の委託		
①委託内容	システムの運用管理、障害対応、仕様変更等を行うシステム維持管理業務。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
給付の審査・支払い		
①委託内容	請求内容の審査及びその支払い	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	福岡県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
高額医療合算介護サービス費等の算定		
①委託内容	高額医療合算介護サービス費等の算定を行い、該当者の抽出をする。	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	福岡県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (20) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(1の項)
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険の関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(2の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(3の項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(4の項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(5の項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先6	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(6の項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(17の項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(22の項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(26の項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先10	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(30の項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先11～15	
提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(33の項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先12	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(39の項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(42の項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先14	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(43の項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(46の項)
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先16～20	
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(56の2の項)
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先17	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(58の項)
②提供先における用途	地方公務員共済組合法による短期保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(61の項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(62の項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法19条第8号 別表第2(80の項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者及びその世帯員等
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先1	福祉部 生活支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(15の項)
②移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	第1号被保険者のうち生活保護受給者(申請者含む)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5	
移転先2	市民環境部 医療保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(30の項)
②移転先における用途	・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の被保険者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	福祉部 社会・障がい者福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(84の項)
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険法に基づく要介護認定者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<small><飯塚市における措置></small> ・特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 ・サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 <small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険

<宛名>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・口座情報
・国民健康保険情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・医療保険情報
・老人保健情報
・後期高齢者情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・高齢福祉年金情報
・生活保護情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・非住民日届出日
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・送付先情報
・特記事項情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・連絡先情報
・送達記録情報

<資格>

・被保険者番号
・一号該当日
・境界層者情報

・資格異動日
・資格異動事由
・適用除外情報

・資格届出日
・被保険者区分
・負担割合情報

・資格取得日
・証発行情報

・資格喪失日
・施設入所情報

<認定>

・申請日
・申請者氏名
・調査実施場所
・調査委託事業者
・かかりつけ医
・診断命令書発行日
・審査予定日
・サービス種類変更有無
・認定有効開始日
・処分延期決定日
・訪問調査特記事項

・申請受理日
・申請者住所
・調査票回収予定日
・訪問調査員
・意見書作成医
・二次審査日
・認定取消日
・認定有効終了日
・処分延期通知書発行日
・主治医意見書情報

・申請区分
・申請者郵便番号
・調査委託日
・調査結果入手日
・審査会会場
・サービス種類限定有無
・認定有効理由
・サービス種類限定情報
・審査会意見書情報

・申請理由
・申請者電話番号
・訪問調査日
・調査票番号
・意見書作成依頼日
・合議体番号
・認定有効月数
・認定通知書通知日
・転入者管理情報
・生保2号被保険者情報

・申請者関係
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医医療機関
・意見書依頼書発行日
・一次判定日
・一次判定結果
・二次審査要介護区分
・要介護認定日
・処分延期事由
・訪問調査情報

<居宅>

・申請受付日
・居宅介護支援事業者

・届出日
・申請代理人

・居宅有効開始日
・給付管理票情報

・居宅有効終了日
・居宅サービス届出番号

<国保連>

・受給者異動情報
・給付実績情報

・共同処理用受給者異動情報
・給付実績明細情報
・過誤申立情報
・再審査申立情報

<償還>

・サービス提供年月
・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・特定診療費情報
・事前相談情報

・申請書番号
・申請者事業者番号
・支払方法
・審査年月
・食事費用情報

・申請給付種類
・申請者氏名
・支払口座
・支給決定日
・福祉用具購入費情報

・申請日
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・支払金額
・住宅改修費情報

・受付日
・申請者住所
・保険請求額
・緊急時施設療養情報
・居宅サービス計画費情報

<高額>

・サービス提供年月
・申請者郵便番号
・通知書送付先
・高額支給額
・老福の有無

・申請日
・申請者住所
・サービス費用額
・勧奨通知書作成日

・申請者との関係
・申請者電話番号
・利用者負担額
・算定基準日

・申請者事業者
・支払方法
・算定基準額
・算定世帯コード

・申請者氏名
・支払口座
・支払済額
・所得区分

<負担割合>

・決定日
・判定根拠

・判定基準日
・本人情報

・適用開始日
・世帯情報

・適用終了日
・負担割合

<減免>

・減額申請日
・申請者電話番号
・減額終了日
・特定標準負担額減額情報

・申請者との関係
・減額認定日
・減額結果通知書作成日
・訪問介護負担額減額情報

・申請者氏名
・減額結果通知書送付先
・一割負担減免情報
・特定入所者介護サービス情報

・申請者郵便番号
・減額
・旧措置者減免情報

・申請者住所
・減額開始日
・社会福祉法人減免情報

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<制限>

・一時差止対象者情報 ・控除適用情報 ・支払方法変更情報

<合算>

・高額合算申請情報 ・高額合算支給決定情報 ・高額合算自己負担額確認情報

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度 ・徴収方法 ・賦課期日 ・賦課更正事由 ・賦課更正日
・所得段階 ・保険料額 ・減免情報 ・特徴年金情報 ・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度 ・調定年度 ・徴収方法 ・期別 ・期別保険料額

・納期限

<収納>

・賦課年度 ・調定年度 ・徴収方法 ・期別 ・収納種別
・保険料収納金額 ・延滞金額 ・督促手数料額 ・収納日 ・領収日
・消込日 ・過誤納情報 ・還付充当情報 ・督促催告情報 ・滞納情報
・分納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険・行政基本情報・総合収納情報システムに係るデータベース一式、中間サーバー情報連携用副本データ	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	窓口において申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策) ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報との突合を行い、真正及び正確性の確認を行う。 ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には、処理前後に二重のチェックを行うことで正確性を担保する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名システム等における措置 ・宛名システムにおいては、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた番号利用事務以外で個人番号が取得されないような仕組みを構築する。また、番号利用事務以外の事務に使用するシステムにおいては個人番号を表示しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者識別カード及びID／パスワードによる操作者認証を行う。 ・ユーザがシステム上利用可能な権限を操作者識別カード等により制限している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含むすべてのデータに対して、以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上知り得た情報を善管注意義務をもって秘密に保持しなければならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的以外の目的に使用し、または許可なく第三者に提供してはならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的に必要な範囲外では、許可なく複写してはならない。 ・業務上知り得た情報(複製物を含む)について、契約の目的が終了した場合、または市から要求した場合には、速やかに破棄または返還しなければならない。 ・契約に違反することにより損害を被った場合、損害賠償を委託先に求めることができる。 <p>その他本市の情報セキュリティポリシーの遵守、運用に携わる要員に対するセキュリティ教育、セキュリティの遵守状況の定期的な報告を規定している。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務の処理において、第三者への一括委任または一括下請負を禁止している。業務の一部を再委託する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供・移転先から「情報利用承認願」「照会書」「調査依頼書」等を提出させ、その法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・フラッシュメモリ等の外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の提供・移転が行われない仕組みを構築している。 ・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修や担当課を対象とした特定個人情報セキュリティ研修を毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ・新規採用職員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施している。 ・職員の知識の向上を目的とした情報リテラシー研修を毎年度おこない、職員のレベルアップを図っている。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 所在地:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉部 高齢介護課 所在地:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線:1131~1146)
②対応方法	対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

